蒲郡市監查公表第 3 号

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和3年2月16日

 蒲郡市監査委員
 草 次 英 夫

 同
 永 川 貴 士

 同
 新 実 祥 悟

公の施設の指定管理者監査の結果について

1 監査の対象

- (1) 団 体 名 公益社団法人 蒲郡市シルバー人材センター
- (2) 管理施設名 蒲郡市生きがいセンター
- (3) 所管課 市民福祉部 長寿課

2 監査の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和2年12月11日からから令和3年2月15日まで

(2) 実施場所

蒲郡市生きがいセンター、蒲郡市役所監査委員室

3 監査の範囲及び方法

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、所管課職員から執行状況の説明を聴取するとともに、質問を加えながら関係書類を調査した。団体の経理事務については、関係者から説明を聴取するとともに、質問を加えながら関係書類の調査を行った。

4 監査の結果

監査の結果、監査対象団体等が実施した施設の管理及び管理業務に関する 出納その他の事務については、概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、次の点について留意又は検討すべき事項が見受けられたので、是 正改善の措置を講じられたい。

〔意 見〕

今後は施設の老朽化に伴う修繕費等の増大も見込まれることから、所管課においては指定管理者との協議や連携を密にし、適切な維持管理がなされるよう努められたい。